

## 宇都宮市小規模工事等契約希望者登録要領

### (目的)

第1条 市が発注する小規模な建設工事及び修繕工事（以下「小規模工事等」という。）において、市内業者を積極的に活用し、受注機会を拡大することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### (対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる契約で、執行予定額が1件100万円以下のものとする。

### (受注できる者)

第3条 小規模工事等を受注できる者は、あらかじめ小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載された者とする。

### (登録できる者)

第4条 契約希望者として登録することができる者は、宇都宮市内に主たる事業所を有し自ら施工ができる者とし、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問わない。

### (登録できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- (1) 宇都宮市内に主たる事業所を有しない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (3) 宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号。以下「契約規則」という。）第2条第2項の規定に基づく建設工事入札参加者有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (5) 市税に未納がある者
- (6) 次のいずれかに該当する者
  - ア 登録名簿に登載を希望する個人又は法人（以下「申請者」という）及び申請者の役員、申請者の使用人である者、申請者の経営に事実上参加している者（以下この号において「申請者等」という）が、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例37号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等又は密接関係者（以下この号において「暴力団等」という）である

- イ 申請者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしている
- ウ 申請者等が、暴力団等に対して、資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- エ 申請者等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している
- オ 申請者等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている

(登録名簿への登載)

第6条 申請者は、小規模工事等契約希望者登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 登録申請の受付期間は、西暦における奇数年度（以下「定期更新年度」という。）において、市長が別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、新たに登録名簿への登載を希望する者については、隨時に小規模工事等契約希望者登録の申請（以下「随時申請」という。）をすることができるものとする。

第7条 市長は、前条第1項に規定する登録の申請（以下「定期更新」という。）があつた場合、申請書類に基づき申請内容を確認し、登録名簿に登載するものとする。

- 2 市長は、前条第3項に規定する随時申請があつた場合、毎月、申請内容の確認を行い登録名簿に追加登載するものとする。
- 3 登録名簿に登載されたもののうち、次の内容については閲覧に供し、公表するものとする。
- (1) 商号又は名称
  - (2) 代表者職氏名
  - (3) 所在地
  - (4) 工事の種類

#### (登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、定期更新にあっては、定期更新年度の翌年度の4月1日から次の定期更新年度の3月31日までの2年間とし、随時申請にあっては、登録名簿に登載された日から次の定期更新年度の3月31日までとする。

#### (登録事項の変更等)

第9条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届（別記様式第2号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

#### (登録の取り消し等)

第10条 市長は、登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録の取り消し又は一定期間見積への参加を停止することができる。なお、見積への参加停止の期間については宇都宮市入札参加停止措置要領を準用する。

（1）第5条に該当した場合

（2）倒産または破産した場合

（3）契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があつた場合

#### (登録者の取扱い)

第11条 市は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、原則として登録名簿に登載された者の中から行うものとする。ただし、有資格者名簿に登録された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

#### (契約保証金)

第12条 登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、契約規則第35条第1項第7号及び宇都宮市建設工事執行規則（昭和50年規則第34号）第6条の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

#### (前払金等)

第13条 小規模工事等については、前金払及び部分払の対象外とする。

#### (補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 宇都宮市小規模工事等契約希望者登録申請書

受付番号

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

宇都宮市が発注する小規模工事等について、希望者登録を申請します。

なお、この希望者登録申請にあたり、以下の事項を誓約いたします。

- 申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違無いこと。
- 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、暴力団及び、暴力団員等、又は密接関係者でないこと。
- 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、暴力団及び、暴力団員等、又は密接関係者との契約や私的交際等いかなる名目であっても関係を有していないこと。

また、資格審査時及び資格の有効期間中に市税の滞納の有無について調査することに同意します。

所 在 地	〒		
フ リ ガ ナ			
商号又は名称			
代表者 職名	フ リ ガ ナ		申請・使用印
代表者 氏名			
電 話 番 号	028-	F A X 番 号	028-
携帯電話番号			
消費税の申告	課税事業者・免税事業者	従 業 員 数	人
			資本金
			円

※個人事業主の場合は、下記の事項も記入してください。

住民票の住所			
生 年 月 日	年 月 日		

※ 印鑑は、見積書や契約書等に使用することになるものです。

法人の場合は代表者印を使用してください。

個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすい材質のものは使用しないで下さい。

※ 個人事業主の場合は、従業員数・資本金の欄は空白で結構です。

希望業種(3業種以内)

番号	登録希望業種 (工事の種類から 選択してください)	工 事 の 部 門 番 号	許可・免許を有する場合、 その種類名称等
		そ の 他 の 具 体 例	
1			
2			
3			

添付書類

- 希望業種の履行に際して、許可・免許が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できますので、名称を記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。
- 許可・免許を必要としない業種でも、持っている資格等を証明する書類の写しを添付してください。

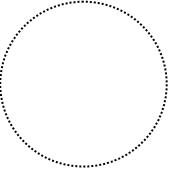
受付印

## 宇都宮市小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

小規模工事等契約希望者登録について、変更・廃止を届出します。

所 在 地	〒 宇都宮市		
フ リ ガ ナ			
商号又は名称			
代表者職名		フ リ ガ ナ 代表者氏名	使用印 
電 話 番 号	028-	F A X 番 号	
携帯電話番号		028-	

※個人事業主の場合は、下記の事項も記入してください。

住民票の住所			
生年月日	年 月 日		

## 変更事項

番号	変更年月日 変更項目	変更前	変更後	備考
1				
2				
3				

## 添付書類

- 希望業種の変更又は追加で、許可・免許が必要な業種については、それらを受けている場合のみ申請できますので、名称を記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。